

香川県条例第7号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="185 647 1070 1414"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～24 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(1) 法第9条第1項の規定による鳥獣（規則で定めるものを除く。）の捕獲等及び当該鳥獣のうち<u>の鳥類の卵の採取等の許可</u>（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で飛行場の区域外において捕獲等又は採取等をしようとする場合に限る。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)～(25) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26～37 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>38 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町	1～24 略		25 略	略	(1) 法第9条第1項の規定による鳥獣（規則で定めるものを除く。）の捕獲等及び当該鳥獣のうち <u>の鳥類の卵の採取等の許可</u> （鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で飛行場の区域外において捕獲等又は採取等をしようとする場合に限る。）		(2)～(25) 略		26～37 略		38 略	略	<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1169 647 2054 1414"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～24 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</td> <td>各市町</td> </tr> <tr> <td>(1) 法第9条第1項の規定による鳥獣（規則で定めるものを除く。）の捕獲等の許可（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で飛行場の区域外において捕獲等をしようとする場合に限る。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)～(25) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26～37 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>38 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する</td> <td>高松市</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町	1～24 略		25 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町	(1) 法第9条第1項の規定による鳥獣（規則で定めるものを除く。）の捕獲等の許可（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で飛行場の区域外において捕獲等をしようとする場合に限る。）		(2)～(25) 略		26～37 略		38 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する	高松市
事 務	市 町																												
1～24 略																													
25 略	略																												
(1) 法第9条第1項の規定による鳥獣（規則で定めるものを除く。）の捕獲等及び当該鳥獣のうち <u>の鳥類の卵の採取等の許可</u> （鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で飛行場の区域外において捕獲等又は採取等をしようとする場合に限る。）																													
(2)～(25) 略																													
26～37 略																													
38 略	略																												
事 務	市 町																												
1～24 略																													
25 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町																												
(1) 法第9条第1項の規定による鳥獣（規則で定めるものを除く。）の捕獲等の許可（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で飛行場の区域外において捕獲等をしようとする場合に限る。）																													
(2)～(25) 略																													
26～37 略																													
38 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する	高松市																												

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 法第69条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査等 ((2)の許可に係るものに限る。)

(7) 法第70条第1項の規定による措置命令 ((2)の許可に係るものに限る。)

(8) 法第72条第4項の規定による構造設備の改善命令及び施設の使用禁止 ((2)の許可に係るものに限る。)

(9) 法第72条の4の規定による措置命令 ((2)の許可に係るものに限る。)

(10) 法第73条の規定による医薬品営業所管理者の変更命令 ((2)の許可に係るものに限る。)

(11) 法第75条第1項の規定による許可の取消し及び業務の停止命令 ((2)の許可に係るものに限る。)

(12) 法第76条の規定による通知並びに弁明及び有利な証拠の提出の機会の付与 ((1)の許可の更新に係るものに限る。)

(13) 政令第44条の規定による許可証 ((1)及び(2)の許可等に係るものに限る。以下この項において同じ。)の交付

(14)～(16) 略

法律施行令 (昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1)～(4) 略

(5) 法第39条第1項の規定による許可

(6) 法第39条第4項の規定による許可の更新

(6)の2 法第39条の2第2項ただし書の規定による許可

(7) 法第39条の3第1項の規定による届出の受理

(8) 法第40条第1項及び第2項において準用する法第10条第1項の規定による届出の受理

(9) 法第69条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査等 ((2)、(5)及び(7)の許可等に係るものに限る。)

(10) 法第70条第1項の規定による措置命令 ((2)、(5)及び(7)の許可等に係るものに限る。)

(11) 法第72条第4項の規定による構造設備の改善命令及び施設の使用禁止 ((2)、(5)及び(7)の許可等に係るものに限る。)

(12) 法第72条の4の規定による措置命令 ((2)、(5)及び(7)の許可等に係るものに限る。)

(13) 法第73条の規定による総括製造販売責任者等の変更命令 ((2)、(5)及び(7)の許可等に係るものに限る。)

(14) 法第75条第1項の規定による許可の取消し ((2)及び(5)の許可に係るものに限る。)及び業務の停止命令 ((2)、(5)及び(7)の許可等に係るものに限る。)

(15) 法第76条の規定による通知並びに弁明及び有利な証拠の提出の機会の付与 ((1)及び(6)の許可の更新に係るものに限る。)

(16) 政令第44条の規定による許可証 ((1)、(2)、(5)及び(6)の許可等に係るものに限る。以下この項において同じ。)の交付

(17) 政令第45条第1項の規定による許可証の書換

<p>(17) 政令第48条の規定による許可台帳の調製 (2)の許可に係るものに限る。)</p>		<p>え交付 <u>(18)</u> 政令第46条第1項の規定による許可証の再交付 <u>(19)</u> 政令第46条第3項及び第47条の規定による許可証の返納の受理 <u>(20)</u> 政令第48条の規定による許可台帳の調製 (2)及び(5)の許可に係るものに限る。)</p>	
<p>39 略</p> <p>(1)～(3) 略 <u>(4)</u> 法第46条第5項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(5)～(7) 略 <u>(8)</u> 法第59条第4項の規定による意見の聴取 (7)の業務の一部の停止に係るものに限る。 <u>(9)</u> 略</p>	<p>略</p>	<p>39 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）及び商工会議所法施行令（昭和28年政令第315号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域をその地区とする商工会議所に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(3) 略 <u>(4)</u> 法第46条第2項の規定による変更の認可（法第25条第1号から第4号まで、第6号から第8号まで、第12号から第15号まで及び第18号の事項に係るものを除く。） <u>(5)</u> 法第46条第4項において準用する法第28条の規定による通知（(4)の認可に係るものに限る。） <u>(6)～(8)</u> 略 <u>(9)</u> 法第59条第4項の規定による意見の聴取 (8)の業務の一部の停止に係るものに限る。 <u>(10)</u> 略</p>	<p>高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 多度津町</p>
<p>40～55 略</p>		<p>40～55 略</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定により知事がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に同法の規定により知事にされている申請その他の行為で、同日以後において改正後の別表第1の25の項の規定により同表の右欄に掲げる市町の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長にされた申請その他の行為とみなす。

3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等及び経過措置に

関する政令（平成26年政令第330号）附則第2条第1項の規定により改正後の別表第1の39の項に掲げる事務に係る法令の規定により知事がした処分等の行為又は知事に対してされた申請等の行為とみなされた行為で、この条例の施行の日以後において同項の規定により同表の右欄に掲げる市町の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令の適用については、当該市町の長がした処分等の行為又は当該市町の長にされた申請等の行為とみなす。